明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　一

省令

○厚生労働省令第百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
別表第五（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百十二　（略） 百十三　（二Ｒ・三Ｓ）―三―（一・一―ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロパン酸　（一Ｓ・二Ｓ・三Ｒ・四Ｓ・五Ｒ・七Ｓ・八Ｓ・一〇Ｒ・一三Ｓ）―四―アセトキシ―二―ベンゾイルオキシ―五・二〇―エポキシ―一―ヒドロキシ―七・一〇―ジメトキシ―九―オキソタキス―一一―エン―一三―イル（別名カバジタキセル）及びその製剤 （新設）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係） 医薬品 一～百十二　（略） 百十三　（略） 百十四　Ｎ―［（四・六―ジメチル―二―オキソ―一・二―ジヒドロピリジン―三―イル）メチル］―五―［エチル（オキサン―四―イル）アミノ］―四―メチル―四′―［（モルホリン―四―イル）メチル］ビフェニル―三―カルボキシアミド（別名タゼメトスタット）、その塩類及びそれらの製剤